

地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進について

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

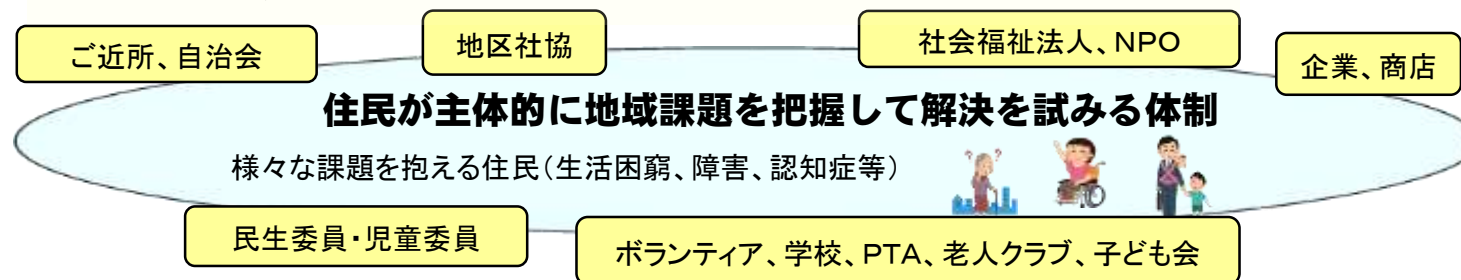
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備（他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ）



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

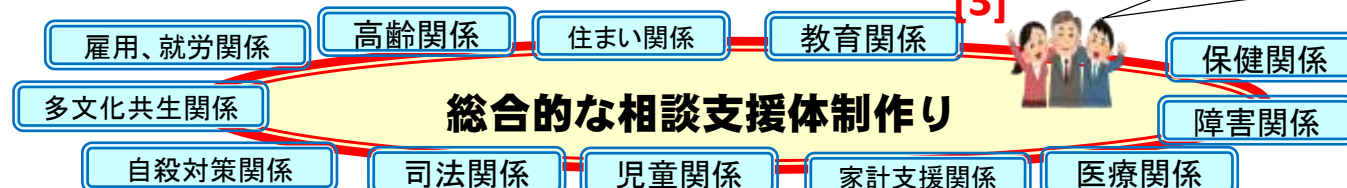
（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

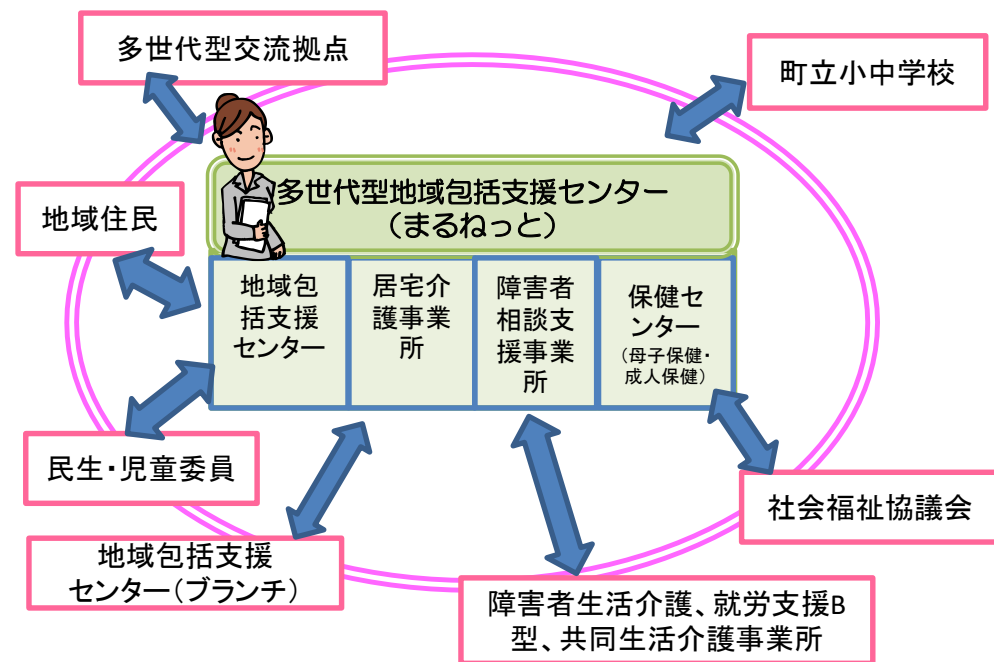
[3]



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

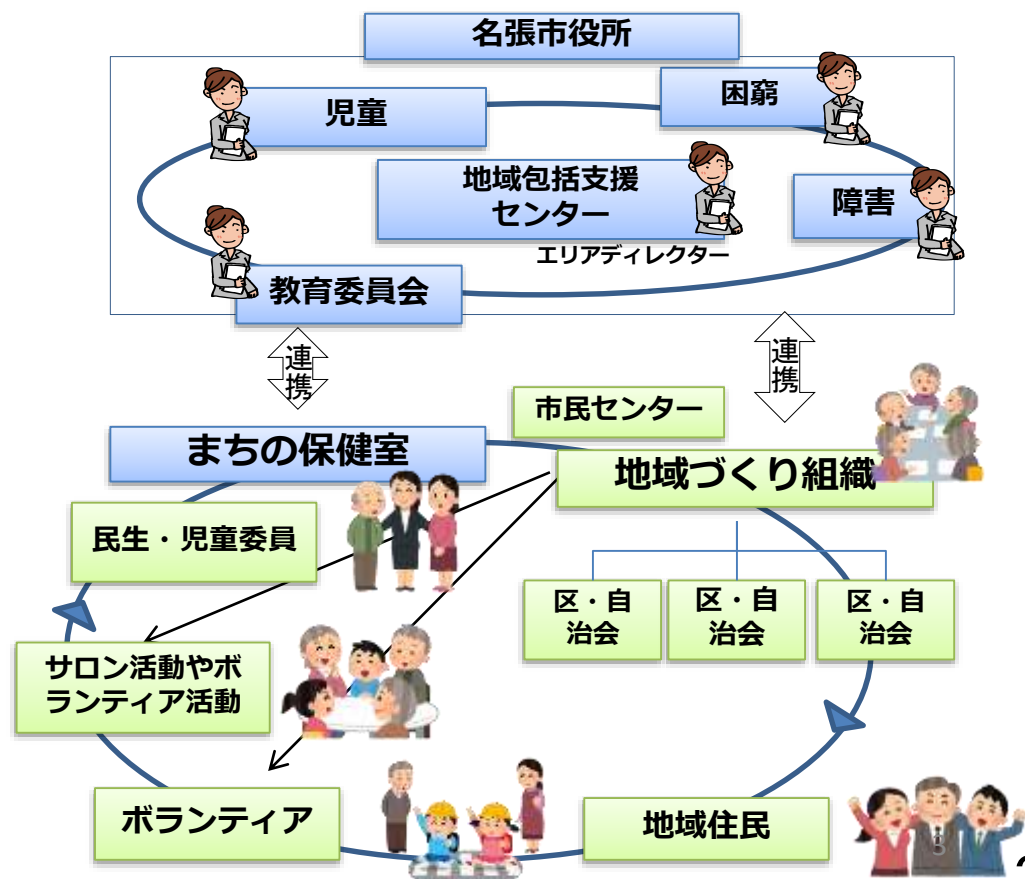
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日
第1回2040年を展望した社会保
障・働き方改革本部 配付資料
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

＜現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題＞

多様な就労・社会参加

- 【雇用・年金制度改革等】
- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充
- 地域共生・地域の支え合い

健康寿命の延伸

- 【健康寿命延伸プラン】
- ※今夏を目途に策定
- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
 - ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

- 【医療・福祉サービス改革プラン】
- ※今夏を目途に策定
- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
 - 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

＜引き続き取り組む政策課題＞

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生やまちづくり関係の施策との連携を促進

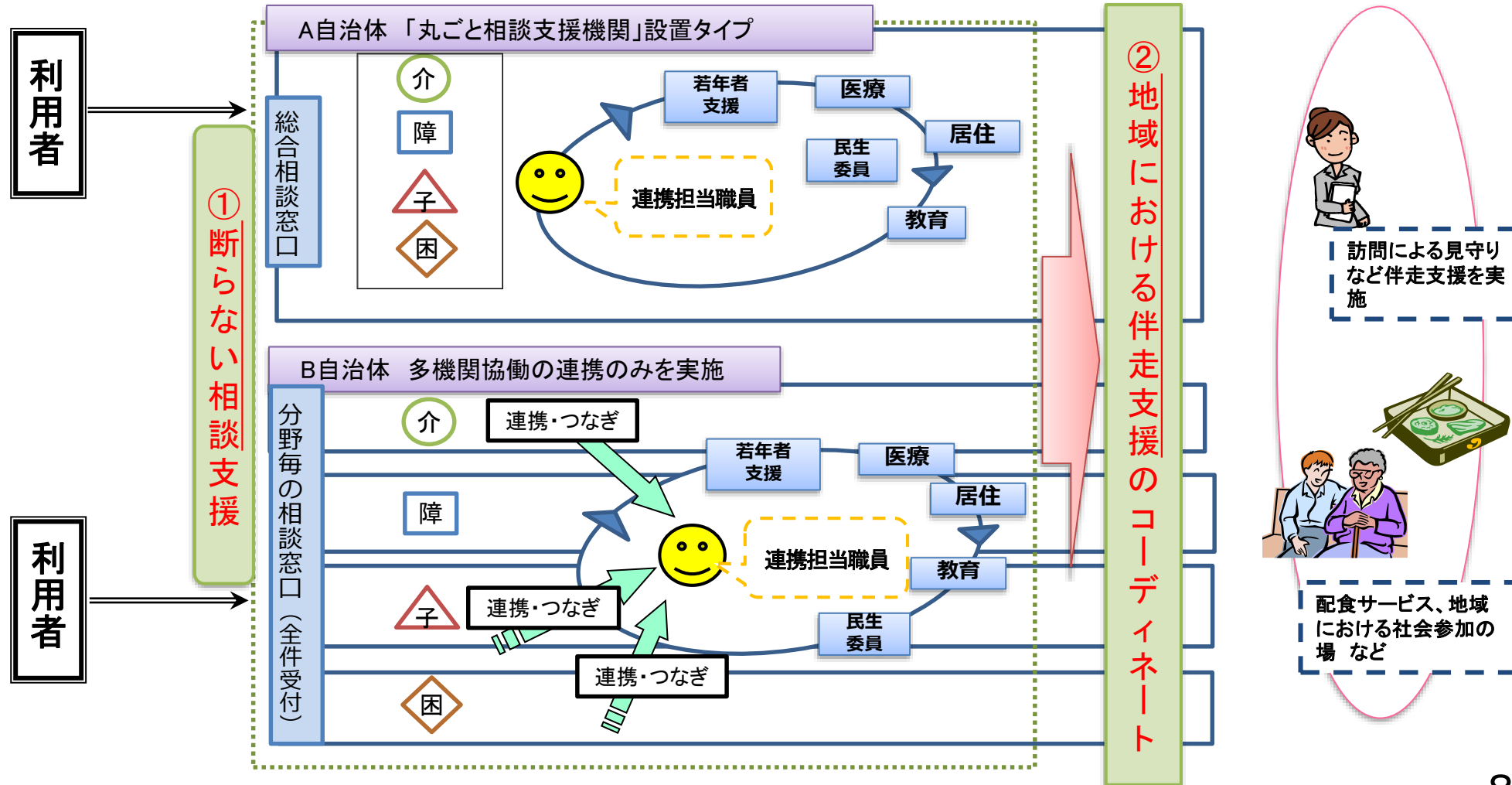
III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

新たな事業の支援フロー(イメージ)

令和元年5月16日
第1回 地域共生社会に向けた包括的
支援と多様な参加・協働の推進に関す
る検討会 資料

- 8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
- また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
- 各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。



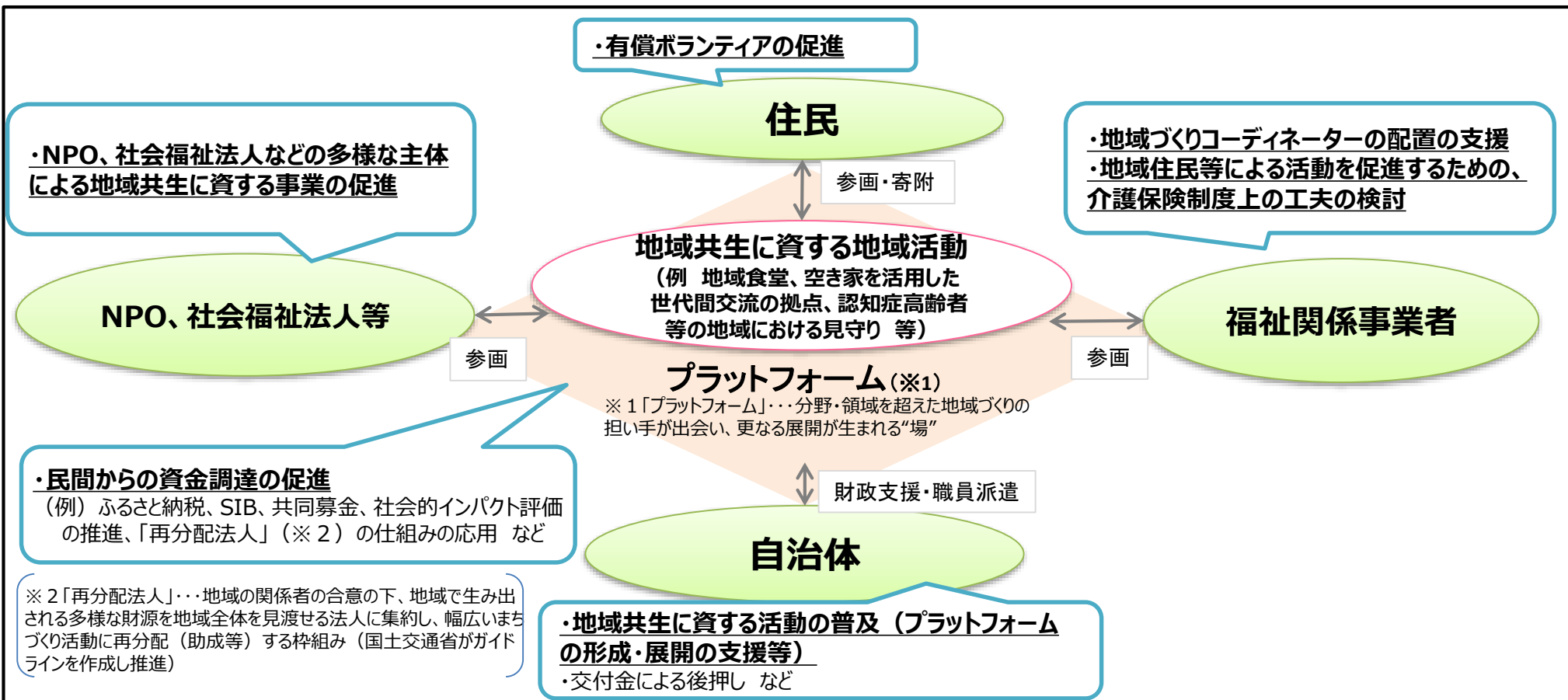
地域における伴走体制の確保(多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進)

令和元年5月16日
第1回 地域共生社会に向けた包括的
支援と多様な参加・協働の推進に関す
る検討会 資料

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる政策の粗いイメージ



地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携施策についても検討・調整

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

【令和元年5月16日 第1回開催】

1 設置の趣旨 共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 洋光	高知県中土佐町長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会半田市障がい者相談支援センター センター長	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事		
田中 滋	埼玉県立大学 理事長	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 今後の進め方

日程等	検討内容
第1回(5月16日)	地域共生社会に向けた検討の経緯等
第2回(5月下旬)	包括的支援体制を全国的に整備するための推進方策に係る論点について ・断らない相談支援 ・多様な社会参加の確保のための出口支援 ・地域における伴走体制の確保 ・多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進
↓ 第4回(6月下旬)	
第5回以降 (7月以降)	中間とりまとめに向けた議論 ※中間とりまとめにおいては、平成29年介護保険法等改正法附則の規定を踏まえた検討に関し、対応の骨格を示すことを予定

※中間とりまとめ以降、年末に向けて詳細に関し更に検討を実施